

## 物価高騰対策給付金 「低所得者支援給付金」

### 支給対象者

令和6年12月13日（基準）時点で佐呂間町の住民基本台帳に登録されており、次に該当する世帯の世帯主とします。

- ・世帯全員が令和6年度の住民税均等割が非課税である世帯
- ・住民税均等割課税者から税法上の扶養を受けていない世帯
- ・世帯の中に課税となる所得があるにも係わらず未申告である方がいない世帯
- ・世帯の中に租税条約による住民税均等割の免除を届けている方がいない世帯
- ・世帯の中にすでに他の市町村で給付金を受けている方がいない世帯

### 支給額

#### 1世帯あたり3万円

※本給付金は「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、所得税等の課税および差し押さえの対象となりません。

### 支給手続き

#### ●「通知書」が送付されている方

2月上旬より、支給対象と思われる方に対しご案内を送付しています。「通知書」に記載されている口座に変更がなければ通知書の提出の必要はありません。給付金の受給を承諾したものとみなし、記載された口座にお振込みいたします。口座に変更がある方や給付金の支給辞退の方は、通知書に必要事項を記入のうえ、返信用封筒による提出または担当窓口まで直接提出してください。

提出は、令和7年2月17日を提出期限とします。提出が間に合わない場合は、下記の担当窓口まで直接お電話にてご連絡をお願いします。

#### ●「確認書」又は「申請書（請求書）」が送付されている方

「確認書」または「申請書（請求書）」が送付されている方は、必ず給付金の申請が必要です。口座番号が確認できる通帳の写し、運転免許証又は在留カードなど身分証明の写しを添付して提出してください。

申請の期限は、令和7年3月31日（月）まで ※当日消印有効

#### 振り込め詐欺などにご注意ください。

佐呂間町や国の機関が給付のために手数料の振込みを求めることは絶対にありません。ATMの操作をお願いすること、プリペイドカード等によりコンビニエンスストアで料金の支払いを依頼することは絶対にありません。不審な電話や郵便があった場合には、下記の担当や最寄りの警察署、警察相談専用窓口（#9110）にご連絡ください。

#### 【担当窓口】

佐呂間町保健福祉課社会福祉係

電話 01587-2-1212 電子メール fukushi@town.saroma.hokkaido.jp